

学校いじめ防止基本方針

南国市立稲生小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

近年、いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題となっている。それだけでなく、いじめがきっかけで心を痛めている子どもたちも少なくない。

このようないじめの背景には、暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった子どもに関わる大人の問題が根底にあり、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の人権感覚の欠如が大きく影響していると思われる。

このいじめは、暴力という物理的な苦痛を与えるものから、じわりじわりと相手にダメージを与えていくものまでを含んでいて、現代のいじめは、まさに精神的に窮地に陥れるいじめが主流となっている。また、それはいじめられる側に苦痛の判断が委ねられるほどの精神的な苦痛であり、第三者からはなかなか認知されにくく、いじめがあったか否かは、本人でしか分からない。特に日本のいじめは同一集団内で何らかの人間関係にある児童間で起こることが多く、「どの子どもがいつ加害者になっても、いつ被害者になっても不思議ではない」状況にあるといえる。

こうしたことから、本校では一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どものモデルとなるべき教職員一人ひとりが互いの違いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、『いじめは人間として絶対許されない。どのような社会であっても、いじめは許されない。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考え方は認められない。またいじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめ行為と同様許されない』という考えのもと、『いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係な子どもはいない』との基本認識に立ち、稲生小学校の児童が豊かな人間関係の中でいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう全校挙げて努めていかなければならない。

そのために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び南国市いじめ防止基本方針に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「稲生小学校いじめ防止基本方針」を策定するものとする。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには多様な様態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目して見極める。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが重要である。

第3 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

平成25年7月 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査2010-2012」の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気や形成されるようにすることが必要である。

第4 いじめの防止等の対策のための組織等

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

南国市学校管理運営規則

（いじめ防止等の対策のための組織）

第7条の2 校長は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、いじめの防止等の対策のための組織を置く。

2 前項の組織及びその運営について必要な事項は、校長が定める。

本校は、法第22条及び南国市学校管理運営規則第8条の規定に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として「いじめ防止対策委員会」を置く。

（1）組織の役割

- 南国市いじめ防止基本方針及び学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割（別紙1参照）
- いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、児童生徒用、保護者用等）の作成・検証・修正
- いじめに関する校内研修の企画・検討
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組

組織的に実施するための中核としての役割等

本委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする。

特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・連絡・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

(2) 組織の構成員

構成する教職員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当者、養護教諭、ＳＣ 等とする。

これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。

(3) 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、教育委員会・児童相談所・警察署・高知地方法務局等の外部専門家の助言を得ることもある。

また、学校で発生した法第２８条に規定する「重大事態」に係る調査を、学校が主体となって行う場合、この委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって「重大事態対策委員会」を設置し適切に対応する。

第５ 重大事態の発生と対処

(1) 重大事態の発生と調査

法第２８条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童等に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第２８条第１項第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

法第２８条第１項第２号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。（※教育委員会から市長に報告する。）

(3) 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

(4) 調査を行うための組織について

学校が調査を行う主体となる場合は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、「いじめの防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた「重大事態対策委員会」を設

ける。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

(6) 調査実施におけるその他の留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、教育委員会の指導のもと、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮を行う。

(7) 調査結果の提供及び報告

調査結果を教育委員会に報告する。当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。（情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報にも配慮する。）

また、調査結果を教育委員会に報告する。（※教育委員会は市長に報告する。）

(8) 調査結果を踏まえた必要な措置

当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

【本校のいじめの防止等の対策のための組織・校内組織及び保護者・地域・関係機関】

【いじめの防止対策委員会】：いじめ防止対策等の組織的対応の中核

定例会（毎月第4木曜16:00）：校長、教頭、教務主任、人権教育主任、養護教諭、SC等

緊急対策委員会：個々の対応に当たり、迅速に開く。（校長、教頭、養護教諭）

※いじめに関する年間指導計画の検討

※指導方針等の決定

※いじめに関する校内研修等企画検討

※チェックリストの作成

※いじめに関する取組の評価検討

※いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有 庫

※ いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

【重大事態対策委員会】 重大事態が発生し学校がその調査を行う主体となった場合速やかに立ち上げる。

SSW、こども相談係、教育委員会、警察、児童相談所、法務局 等外部専門家等を加える。

※重大事態の対応

連携

【校内組織】

三者会
職員会
校内支援委員会 等

【保護者・地域・関係機関】

PTCA
開かれた学校づくり推進委員会
南国市教育委員会
こども相談係
児童相談所
高知県教育委員会
高知地方法務局等

第6 いじめ防止のための取組

<学校経営>

【基本姿勢】

- ◇児童一人ひとりのよさを生かし、やさしく・いきいき・たくましくを全教育活動の基盤におき、自ら学び自ら考える力を培う学校教育の充実に努める。
- ◇一人ひとりの教職員がそれぞれの特性を発揮しながら学校経営に参画し、力を合わせ生き生きと教育活動を遂行していくことによって、教育目標の達成に努める。
- ◇確かな学力と豊かな心を育てる、知育・徳育・体育・食育のバランスのとれた教育を創造する。
- ◇道徳教育・人権教育の推進により、人格の完成の礎となるよう努力する。

- 居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進める。
- キャリア教育の視点に立った保小中連携による学力向上の取り組みの実践を行う。
- いじめは、どの児童にも起こりうるという認識を持ち、すべての児童を対象に、いじめへの未然防止に取り組む。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合える人間関係・学校風土づくりを行う。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払う。
- 全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さない（見過ごさない）」という土壌をつくる。
- 児童が学校・学級の中でかけがえのない一人の人間として大切にされ、頼りにされていることを実感でき、存在感と自己実現の喜びを味わうことのできる学校づくりを進める。

<「夢」や「志」を喚起し、豊かな人間性を育む教育の推進>

- すべての児童生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を目指す。
- 児童がわからないことをわからないと言え、間違いや失敗があっても意見が尊重される学級の支持的風土をつくる。
- 児童一人ひとりの言葉に耳を傾け、出された意見や活動に対して適切な評価（承認・賞賛・励まし等）を行う。
- 児童の意見を授業の展開に反映させることや児童同士が意見を述べ合うなど、多様な意見が大切にされる相互交流（関わり合い・学び合い）のある授業を行う。
- 意見を出し合い、共感したり違いを理解したりして、互いのよさを認め合える場面を設定する。
- 特別な支援が必要な児童に対しては、児童の学び方や特性を把握し、児童が混乱しないよう具体物を示し、理解の度合いを確認するなど、学び方や特性に応じた指導と評価をする。

<自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進>

- 道徳資料を通じ、日々の仲間との関わりや学級集団の在り方、日々の行動について意見を出し合い、道徳的実践力を養うための場面を設定する。
- 道徳的価値の自覚や自分の生き方についての考えを深め、他者を理解し、よりよい人間関係づくりを行う。
- 学級の人間関係に関わる内容や学級の日常生活上の課題と道徳の時間の学習内容に関連をもたせ、学級での生活に生かせる。
- 思いやりの心や生命を大切にする心を育成し、学校生活の課題を主体的に解決しようとする集団を育てる。

<児童の主体的な活躍の推進>

- 児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。
- 児童が話し合いを通して、よりよい学級や学校生活の創造に取り組むことができるよう、他の人の意見を尊重し合う等の話し合いのルールを定め、よりよい学級づくりに向けた話し合いができるようにする。
- 自分たちでルールをつくって守る活動やルールを振り返る機会を設けるなど、自治力を高める学級活動を行う。

い、規範意識や責任感を醸成する。

○行事や係活動、児童会活動を通して、やるべきことを明確にし、互いに協力し合える集団づくりを行う。

○児童会活動やクラブ活動では、異年齢集団活動を通して児童に自分たちも学校を創る集団の一員であることを自覚させる。

＜生徒指導の3機能を位置づけた取組の推進＞

○「個別指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成し、組織的・系統的な支援を行う。

○「就学時引継ぎシート」、「支援引継ぎシート」を活用した校種間の引継ぎなどを効果的に活用する。

○学級には多様な児童がいることを前提に多面的に子どもを理解する。

（子ども理解の対象）

・能力の問題（身体的な能力・知的な能力・学力等）

・性格的な特徴

・興味、関心、要求、悩み ・交友関係 ・家庭環境、成育歴

○障害（発達障害を含む）のある児童生徒についての理解を深める。

○表情や言動、持ち物、服装などきめ細かい観察を日頃から行い、記録をするとともに必要に応じて面接を行う。

○Q-U等のアセスメントツールを活用して、客観的かつ総合的に子どもを理解する。

○児童の不安や悩み、訴えを学級担任が一人で抱え込むのではなく、相談して対応する。

○学校全体の基本方針やルールに基づき、「社会で許されない行為は、学校でも許されない」ことを日々徹底する。

○許されない行為をしている児童に対しては、それを許さないという毅然とした姿勢で向き合う。

○児童が許されない行為をした背景には、どんな要因があるのかを知ろうとする姿勢を常にもつ。

＜教職員の資質能力の向上＞

○教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように注意を払う。

○「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。

○すべての児童がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹する。

○特別な支援を必要とする児童の理解を深めたり、支援方法を構築するための校内研修（教育相談）を実施する。

第7 いじめの早期発見、早期対応等

（1）いじめの発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童の些細な変化に気づく力を高める必要がある。

早期発見の基本

① 児童の些細な変化に気づく ② 気づいた情報を確実に共有する。

③（情報に基づき）速やかに対応する

○児童の気になる変化が見られた、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合は、例えば5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）を付箋紙等に簡単にメモし、教職員がいつでも共有できるようにしておく。

○得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を召集し、その後の対応を考える体制を整える。

○朝の会での児童の顔を見て、声を聞く。

- 学級の様子を個人のノートや日記等の記述からうかがう。
- 「Q-Uアンケート」（年間2回）を実施し、児童のやる気や満足度、また学級の状態をみとる。
- 保健室での様子を積極的に養護教諭から得る。
- 保護者の協力を得て、家庭で気になる様子はないか把握する。
- 地域の方（民生委員等）から、通学時の様子や下校後、休みの日の児童の様子など情報を得る。
- 児童の生活を把握するための「生活調べ」や適宜個人面談を行う。
- 特別な調査に依存することなく、普段から児童への態度や関わり方を振り返り、見直す。
- 児童が教職員に相談した場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないよう注意する。
- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高める必要がある。（教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケートについて等を実施）
- 児童生徒や保護者に教育相談機関の周知をする。

（２）いじめの対応

『いじめ防止対策委員会』がいじめとして対応すべきか事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと事実関係の把握を行う。

いじめであると判断したら被害児童のケア・加害児童の指導など、問題の解消までこの組織が責任を持つ。

- 被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 「問題の解消」とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。児童の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐことである。
- いじめを見ていた回りの児童に対しても自分の問題として捉えさせるような指導を行う。
- ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- 学校における情報モラル教育を進める。

加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

いじめが「重大な事態」と判断された場合には、教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。

第8 PTCAや地域の関係団体等と連携について

(1) PTCAや地域の関係団体との連携促進

- PTCAや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する。

(2) 地域とともにある学校づくり

- 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもの育み、いじめ問題の解決を進めていくために、開かれた学校づくり推進委員会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。